

○ 老人保健健康増進等事業の積極的な活用について

本事業は、平成2年度に創設され、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関する先駆的、試行的な事業等に対し助成（補助率10/10）を行い、老人保健福祉サービスの充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的として実施しているものであり、平成20年度予算（案）においても前年同額の30億円を確保したところである。

対象事業は、将来の制度化・事業化を視野に入れた現場レベルでの実務的調査研究事業（「未来志向研究プロジェクト」）、介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業、高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業となっている。

補助先は、地方公共団体（都道府県又は市町村）と厚生労働省所管の公益法人等の民間団体であり、本事業の活用により地域における効果的サービス提供体制の開発等が可能になることから、各都道府県におかれては本事業の積極的な活用を図るとともに、管内市町村に対する周知を徹底されるようお願いする。

なお、本事業については、1月28日付で公募を開始（〆切は3月21日）としたところであり、詳細は、厚生労働省のホームページ（「平成20年度老人保健健康増進等事業の募集（お知らせ）」で検索）をご覧ください。老健局総務課企画調整係（内線3918）にお問い合わせ願いたい。